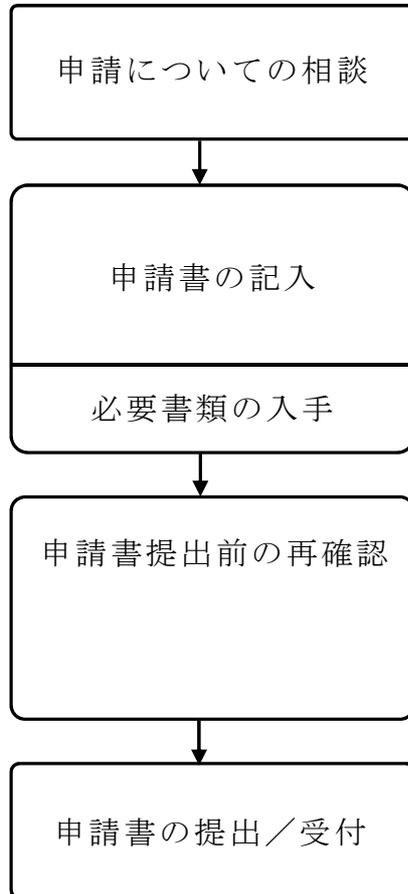


○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、その要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 岐阜市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を、30日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

【岐阜市司町40番地1 TEL:058-214-2074】

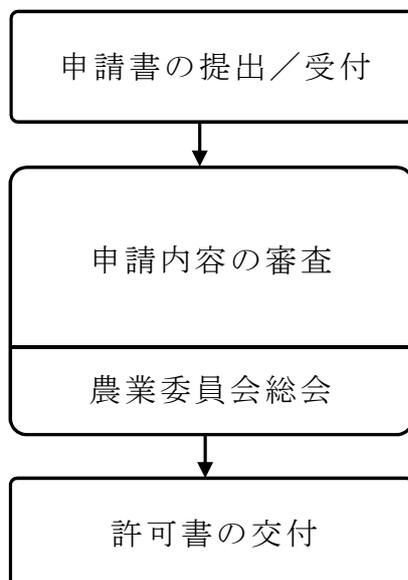
※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局またはホームページにあります。）をご記入いただきます。
なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧表でご確認ください。

※ 農業委員会事務局までお越しくください。

農業委員会の流れ



※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行います。

※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※ 農業委員会事務局までお越しくください。